

平成28年度

第1回 石狩市健康づくり推進協議会

日時／平成 29 年 2 月 20 日（月） 18 時 30 分開会

場所／石狩市役所 5 階 第 1 委員会室

協議会次第

- 1 開 会
- 2 会長及び副会長の選任について
- 3 会長挨拶
- 4 議題
石狩市健康づくり計画（第2次）の進捗状況について
- 5 報告事項
 - (1) 初期救急医療体制（外科）について 資料1（当日配布）
 - (2) 救急安心センターさっぽろ利用状況について 資料2、資料3（当日配布）
 - (3) 食育推進計画について 資料4（当日配布）
 - (4) その他 資料5、資料6、資料7（当日配布）
- 6 その他
- 7 閉 会

保健福祉部 健康推進担当

平成28年度 第1回石狩市健康づくり推進協議会
座 席 表

保健推進課主事 氏家 峻		会 長	
委員 阿部 包			委員 清水 祐美子
委員 中川 賀嗣			委員 飯田 鉄蔵
委員 我妻 浩治			委員 大澤 順子
委員 天野 真樹			委員 田制 恵子
委員 江頭 裕二			委員 犬上 十美子
委員 沢田 茂明			委員 三国 義達
委員 清野 和彦			委員 佐々木 隆哉

(事務局席)

国民健康保険課長 宮野 透	スポーツ健康課長 村谷 栄治	健康推進担当部長 我妻 信彦	保健推進課長 武田 涉	保健推進課主査 鈴木 啓之	保健推進課主査 笠井 剛
国民健康保険課主査 榎 敏則	スポーツ健康課主査 高井 実生子	保健推進課主査 竹瀬 麻紀	保健推進課主査 白川 晃子	保健推進課主任 青山 真希	

石狩市健康づくり推進協議会委員名簿

平成28年8月1日現在

構 成	氏 名	所 属 等	備 考
学識経験者（2名）	阿 部 包	藤女子大学人間生活学部特任教授	再任
	中 川 賀 嗣	北海道医療大学リハビリテーション科学部教授	再任
保健医療団体委員（4名）	我 妻 浩 治	石狩医師会顧問	再任
	天 野 真 樹	石狩医師会事務局長	再任
	江 頭 裕 二	札幌歯科医師会北支部副支部長	再任
	一 色 学	北海道江別保健所長	新任
関係団体委員（3名）	沢 田 茂 明	石狩市社会福祉協議会事務局長	新任
	清 野 和 彦	石狩市体育協会専務理事	再任
	清 水 祐 美 子	石狩市食生活改善推進協議会会長	再任
公募委員（4名）	飯 田 鉄 蔵	一般公募	再任
	大 澤 順 子	一般公募	新任
	田 制 恵 子	一般公募	新任
	犬 上 十 美 子	一般公募	新任
行政委員（2名）	三 国 義 達	石狩市保健福祉部長	再任
	佐 々 木 隆 哉	石狩市教育委員会生涯学習部長	新任

任期：平成28年8月1日から平成30年7月31日まで

○石狩市健康づくり推進協議会設置要綱

平成22年 5 月18日要綱第61号

改正

平成26年 3 月31日要綱第67号

(設置)

第1条 市民の生涯にわたる健康づくりの推進を目指し、地域特性に応じた健康づくり対策や環境整備の推進を図るため、石狩市健康づくり推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を審議、検討する。

- (1) 健康づくり計画策定、取組みの推進及び評価に関すること。
- (2) 健康づくり対策に係る情報交換及び啓発に関すること。
- (3) その他健康づくりのために必要と認められる事項

(組織等)

第3条 協議会は委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、学識経験者、保健・医療・福祉関係団体、市民、行政機関等から市長が委嘱又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。
- 3 会長は、協議会の会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、必要に応じて会長が招集する。

- 2 協議会は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。
- 3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、意見又は説明を聴くことができる。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて専門部会を設置することができる。

2 専門部会は別に定める要領をもって運営する。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、保健福祉部保健推進課において行う。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月18日から施行する。

附 則 (平成26年3月31日要綱第67号)

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。